

○防衛省告示第百三十九号

国会議事堂、内閣総理大臣官邸その他の国の重要な施設等、外国公館等及び原子力事業所の周辺地域の上空における小型無人機等の飛行の禁止に関する法律（平成二十八年法律第九号）第三条第一項及び第二項の規定により、対象施設の敷地及び当該対象施設に係る対象施設周辺地域を指定した告示（平成二十八年防衛省告示第百十八号）の一部を次のように改正する。

令和元年九月二十六日

防衛大臣 河野 太郎

防衛省の庁舎の表対象施設の敷地の項及び対象施設に係る対象施設周辺地域の項を次のように改める。

対象施設の敷地	東京都新宿区	市谷本村町及び市谷左内町（いずれも次の図面に示す部分に限る。）
対象施設に係る対象施設周辺地域	東京都新宿区	市谷本村町、荒木町（次の図面に示す部分に限る。）、市谷加賀町一丁目及び二丁目、市谷砂土原町一丁目及び二丁目、市谷左内町、市谷

（「次の図面」は、省略し、その図面を防衛省に備え置いて縦覧に供する。）

東京都千代田区	鷹匠町、市谷田町一丁目及び二丁目、市谷長延寺町、市谷仲之町、市谷八幡町、市谷薬王寺町、片町、三栄町（次の図面に示す部分に限る。）、住吉町（次の図面に示す部分に限る。）、納戸町、本塩町（次の図面に示す部分に限る。）並びに四谷坂町
九段北四丁目（次の図面に示す部分に限る。）及び五番町	